

第6章 環境影響要因の把握

第6章 環境影響要因の把握

6-1 環境影響要因の抽出

「第1章 事業計画の概要」において示した事業計画内容に基づき、本事業計画の実施に伴う工事中及び存在・供用時の環境に影響を及ぼすおそれのある要因を表6-1-1に示すとおり抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材の運搬等の車両走行及び掘削工事がある。

存在・供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、発電所の存在、発電所の稼働及び生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行がある。

表 6-1-1 環境影響要因の抽出

時 期	環境影響要因	影響の内容
工事中	建設機械の稼働	・建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の発生
		・建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の発生
		・建設機械の稼働（燃料による）に伴う温室効果ガス等の発生
		・造成工事中における降雨による濁水の発生
		・造成工事中における粉じんの発生
		・造成工事中における廃棄物・残土の発生
	資材の運搬等の車両走行	・資材の運搬等の車両走行に伴う大気汚染物質の発生
		・資材の運搬等の車両走行に伴う騒音、振動の発生
		・資材の運搬等の車両走行（燃料による）に伴う温室効果ガス等の発生
存在・供用時	発電所の存在	・工作物の出現
	発電所の稼働	・発電所の煙突からのばい煙（大気汚染物質）の発生
		・発電所の稼働に伴う騒音、低周波空気振動及び振動の発生
		・発電所の稼働に伴う排水
		・発電所の稼働に伴う悪臭の発生
		・生木屑チップ等の保管に伴う悪臭の発生
		・発電所の稼働に伴う地下水の揚水
	生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行	・生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に伴う大気汚染物質の発生
		・生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に伴う騒音の発生
		・生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に伴う振動の発生
		・生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に伴う温室効果ガス等の発生

6-2 環境保全に関する配慮方針

環境影響要因の抽出により明確となった影響の内容に対しての具体的な配慮方針を項目毎に整理した。

6-2-1 大気汚染

(1) 工事中

- 1) 工事区域には、適宜散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
- 2) 工事区域の周囲には仮囲いを設置し、粉じん等の飛散防止に努める。
- 3) 気象（風・雨）の状況に応じた工事を実施する。
- 4) 建設機械の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。
- 5) 最新の排出ガス対策型の建設機械の採用に努める。
- 6) 工事計画の策定に当たっては、建設機械の集中稼働を避けるよう、工事工程の平準化、建設機械の効率的稼働に努める。また、資材の運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなど、環境の保全に努める。
- 7) 資材の運搬等の車両については最新の排出ガス適合車の採用に努める。
- 8) 資材の運搬等の車両走行に当たっては、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両の出入口付近の路面の散水等を行い、粉じんの発生防止に努める。

(2) 存在・供用時

- 1) 発電所の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。
- 2) 発電所には、常用燃料として生木屑チップ等燃料を使用し、生木屑チップ等燃料以外の燃料は常用燃料として使用しない。
- 3) 発電所には、ダイオキシン類等の有害物質の発生を抑制し、発生した場合には有害物質を除去する装置を設置する。
- 4) 生木屑チップ等燃料の運搬等の車両については、最新の排出ガス適合車の採用に努める。

- 5) 生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に当たっては、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両の出入口付近の路面の散水等を行い、粉じんの発生防止に努める。

6-2-2 悪臭

発電所の稼働による周辺環境への悪臭による影響の低減に努める。

6-2-3 騒音

(1) 工事中

- 1) 工事区域の周囲には仮囲いを設置し、騒音の伝播防止に努める。
- 2) 建設機械の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。
- 3) 低騒音型の建設機械の採用に努める。
- 4) 工事計画の策定に当たっては、建設機械の集中稼働を避けるよう、工事工程の平準化、建設機械の効率的かつ低騒音型にする。また、資材の運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなど、環境の保全に努める。
- 5) 資材の運搬等の車両走行に当たっては、点検整備を十分に行い、空ぶかし等による無用の騒音発生防止に努める。

(2) 存在・供用時

- 1) 発電所の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。
- 2) 生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に当たっては、点検整備を十分に行い、空ぶかし等による無用の騒音発生防止に努める。

6-2-4 空気振動（低周波音）

(1) 存在・供用時

- 1) 発電所の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。

6-2-5 振動

(1) 工事中

- 1) 建設機械の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。
- 2) 工事計画の策定に当たっては、建設機械の集中稼働を避けるよう、工事工程の平準

化、建設機械の効率的稼働に努める。また、資材の運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなど、環境の保全に努める。

3) 資材の運搬等の車両走行に当たっては、点検整備を十分に行う。

(2) 存在・供用時

1) 発電所の使用に当たっては、点検・整備を十分に行う。

2) 設置機器には防振対策を実施する。

3) 低振動型の機器の採用に努める。

6-2-6 水質汚濁

(1) 公共用水域の水質

水質への影響が、事業者により実行可能な範囲内で、回避、低減され、また必要な場合には代償されるかどうかを明らかにした。

(2) 濁水

工事区画の区分け及び仮設沈砂池の設置を行い、環境の保全に努める。

(3) 底質

底質汚染の原因となる物質の持ち込み及び使用をせず、仮設沈砂池の設置を行った上で環境の保全に努める。

6-2-7 水象

発電所の稼働に伴い発生する、純水廃液、復水ボイラー、冷却水ブローからの排水は中和処理槽を通して定量定期的な排出をする。また、発電所からの排水や雨水等が放流される際には、調整池等により緩和されるよう水象への配慮を行い、環境の保全に努める。

6-2-8 地盤沈下

発電所での使用水としての地下水の揚水においては地盤沈下への配慮を行い、環境の保全に努める。

6-2-9 地形・地質

工事中においては、改変する範囲を考慮し、地形及び地質に対し著しい影響を与えな

いこととする。

6-2-10 日照障害

発電所の発電設備においては配置及び形状の配慮に努める。

6-2-11 植物

発電所の適切な管理を行い、保全すべき種及びその生息環境に著しい影響を与えないこととする。

6-2-12 陸上動物(鳥類、哺乳類、両生・爬虫類、昆虫類)

発電所の適切な管理を行い、保全すべき種及びその生息環境に著しい影響を与えないこととする。

6-2-13 水生生物(魚類、底生動物、付着藻類及びその他の水生生物種)

発電所の適切な管理を行い、保全すべき種及びその生息環境に著しい影響を与えないこととする。

6-2-14 生態系

排水設備の適切な管理を行い、保全すべき種及びその生息環境に著しい影響を与えないこととする。

6-2-15 景観・風景

主要な眺望地点からの景観・風景の保全に努める。

6-2-16 人と自然との触れ合いの活動の場

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に努める。

6-2-17 廃棄物・発生土

(1) 工事中

1) 工事に伴い発生する廃棄物及び発生土については、適正な処理に努める。

(2) 存在・供用時

1) 発電所の稼働に伴う水の使用量については、水の循環・利用のほか節水機器の導入に努める。

2) 発電所の稼働に伴い発生する廃棄物については、適正な処理に努める。

6-2-18 大気汚染物質

発電所の稼働においては大気汚染物質の排出を抑制する最新の技術を有した装置、建設機械及び資材の運搬等の車両においては最新の大気汚染物質（排出ガス）の低減に適合したものを使用する。

6-2-19 温室効果ガス等

生木屑チップ等燃料のエネルギーを最大限回収し、効率の良い発電を行うことにより、相対的に化石燃料による発電量を減らすこととなり、二酸化炭素発生量の絶対量を減ずることにより地球温暖化抑制に寄与する。

